

地域再生計画書本体新旧対象表

新	旧
<p style="text-align: center;">地域再生計画</p> <p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>(目標1) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を<u>53.1%</u>(平成17年4月1日現在)から<u>58.4%</u>に向上)</p> <p>(目標2) 観光交流客数の増加(平成16年度観光客入込み状況調による観光交流客数を557万人から612万人に増加)</p> <p>(目標3) 食を通じて、健康で明るいまちづくりを目指した「食のまちづくり条例」の制定</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>(1) 汚水処理施設整備交付金を活用して行う事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。 ・公共下水道・・・平成20年3月に事業認可</p> <p>[事業主体] ・富士宮市</p> <p>[施設の種類] ・公共下水道、浄化槽(個人設置型)</p>	<p style="text-align: center;">地域再生計画</p> <p>1. 地域再生計画の名称 (略)</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>3. 地域再生計画の区域 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>(目標1) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を<u>47.9%</u>(平成17年4月1日現在)から<u>49.8%</u>に向上)</p> <p>(目標2) 観光交流客数の増加(平成16年度観光客入込み状況調による観光交流客数を557万人から612万人に増加)</p> <p>(目標3) 食を通じて、健康で明るいまちづくりを目指した「食のまちづくり条例」の制定</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>(1) 汚水処理施設整備交付金を活用して行う事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。 ・公共下水道・・・平成16年3月に事業認可</p> <p>[事業主体] ・富士宮市</p> <p>[施設の種類] ・公共下水道、浄化槽(個人設置型)</p>

[事業区域]

- ・公共下水道 富士宮市公共下水道事業認可地区内
- ・浄化槽(個人設置型) 富士宮市公共下水道事業認可地区外

[事業期間]

- ・公共下水道 平成18年度～平成21年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成18年度～平成21年度

[整備量]

- ・公共下水道 φ200～400 7,400m
- ・浄化槽 820基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 富士宮地区で3,700人

浄化槽 富士宮地区で2,460人

[事業費]

- ・公共下水道 事業費 864,000千円
(うち、交付金432,000千円)

- ・浄化槽(個人設置型) 事業費 98,400千円
(うち、交付金32,800千円)

合計 事業費 962,400千円
(うち、交付金464,800千円)

5-3 その他の事業

(略)

6. 計画期間

(略)

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(略)

[事業区域]

- ・公共下水道 富士宮市公共下水道事業認可地区内
- ・浄化槽(個人設置型) 富士宮市公共下水道事業認可地区外

[事業期間]

- ・公共下水道 平成18年度～平成21年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成18年度～平成21年度

[整備量]

- ・公共下水道 φ200～1100 4,350m
- ・浄化槽 800基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 富士宮地区で1,603人

浄化槽 富士宮地区で2,400人

[事業費]

- ・公共下水道 事業費 1,086,000千円
(うち、交付金543,000千円)

- ・浄化槽(個人設置型) 事業費 96,000千円
(うち、交付金32,000千円)

合計 事業費 1,182,000千円
(うち、交付金575,000千円)

単独事業費 789,159千円

5-3 その他の事業

(略)

6. 計画期間

(略)

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(略)

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(略)